

遺伝子組換え表示の 表示義務対象範囲の考え方(案)

平成29年9月
消費者庁食品表示企画課

論点1

表示義務対象品目の検討

現行の制度について

- ◆ 食品衛生法に基づく安全性審査を経た8品目の対象農産物及びこれを原材料とする33加工食品群が表示義務対象品目。
- ◆ 33加工食品群は、加工工程後も組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質(以下「組換えDNA等」という。)が検出可能なものと整理されている。
- ◆ このように整理された理由は以下のとおり。
 - ・ 組換えDNA等が、科学的・技術的に検出できないため、公的機関による事後的な確認等が困難であり、虚偽表示の横行等表示の信頼性及び実行可能性を欠くこととなること。
 - ・ 組換えDNA等が、加工工程により除去・分解され、食品中に存在しない場合には、遺伝子組換え農産物を原材料とするものと非遺伝子組換え農産物を原材料とするものとの間で、製品レベルでは科学的に有意な差がなく、区別した表示を義務付けることは困難であること。

【遺伝子組換え食品の表示のあり方(食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会報告)
(平成11年8月10日)参照】

遺伝子組換えの表示義務対象品目一覧

現在、遺伝子組換え表示が義務付けられている品目は、以下の8農産物とこれらを原材料とした33加工食品群である。主な表示義務対象品目は、豆腐、納豆、みそ及びコーンスナック菓子であり、現在のところ、しょうゆ、大豆油等の植物油及び液糖などは義務表示の対象外となっている。

対象農産物	加工食品
大豆 (枝豆、大豆もやしを含む。)	1 豆腐・油揚げ類 2 凍り豆腐、おから及びゆば 3 納豆 4 豆乳類 5 みそ 6 大豆煮豆 7 大豆缶詰及び大豆瓶詰 8 きなこ 9 大豆いり豆 10 1から9を主な原材料とするもの 11 調理用の大豆を主な原材料とするもの 12 大豆粉を主な原材料とするもの 13 大豆たんぱくを主な原材料とするもの 14 枝豆を主な原材料とするもの 15 大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	16 コーンスナック菓子 17 コーンスターチ 18 ポップコーン 19 冷凍とうもろこし 20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 21 コーンフラワーを主な原材料とするもの 22 コーングリッツを主な原材料とするもの (コーンフレークを除く。) 23 調理用のとうもろこしを原材料とするもの 24 16から20を主な原材料とするもの

対象農産物	加工食品
ばれいしょ	25 冷凍ばれいしょ 26 乾燥ばれいしょ 27 ばれいしょでん粉 28 ポテトスナック菓子 29 25から28を主な原材料とするもの 30 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの
なたね	
綿実	
アルファルファ	31 アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	32 調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイア	33 パパイアを主な原材料とするもの

※食品表示基準に基づき、加工食品については、その主な原材料(原材料の重量に占める割合が高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの)について表示が義務付けられている。

なお、上記8農産物以外の農産物が新たに、食品衛生法に基づく安全性審査を経て流通が認められた場合は、食品表示法第4条に定める手続により、食品表示基準を改正して、対象農産物を追加することとなる。

<参考>ヒアリングで得られた意見の概要

<p>全ての加工食品に 拡大すべき</p>	<ul style="list-style-type: none">・消費者が誤解することのないよう、全ての食品に表示を義務付けるべき。・消費者の知る権利に応えるため、遺伝子組換え原材料を使っていたら「遺伝子組換え」と表示すべき。
<p>組換えDNA等が検 出できるものを対象 にすべき</p>	<ul style="list-style-type: none">・義務で表示させる以上は組換えDNA等が検出できることは必要不可欠であり、少なくとも組換えDNA等の検出が可能なものに表示をすることに異論はない。・表示の信頼性、実行可能性、事後検証性及び国際整合性の観点から、これまでの考え方を原則とすべき。・組換えDNA等が検出できないもの（特に海外で製造され、輸入されるもの）は事後検証ができないため、商品の信頼性低下や偽装表示を招きかねない。・組換えDNA等が検出できないものにまで義務の範囲を拡大すると、非遺伝子組換え原材料に需要が集中し、原料価格の高騰や原材料を必要量確保できなくなる事態が生じ、供給不安を招くおそれがある。・仮に、社会的検証を監視に取り入れるためには、国際的な合意を得た上でシステムを構築することが必要。

今後の遺伝子組換え表示の対象品目の考え方

組換えDNA等が検出できない加工食品にも表示を義務付けた場合、全ての加工食品において、遺伝子組換えの原材料を使用していればその旨が消費者に分かるため、より消費者にとってより分かりやすい制度となり、また、対象品目とそうでないものとの表示の違いによる誤認を回避することができるが、以下のような問題点についてどう考えるか。

- ・ 遺伝子組換えの原材料を使用したものと遺伝子組換えでない原材料を使用したものとの間に、実証可能な差異がなく、科学的検証ができない。
- ・ 科学的検証ができない加工食品について、偽装表示の監視をする場合は、個々の事業者への立入検査等による社会的検証(根拠書類の確認)のみがその手法となる。
- ・ 原材料から製造される加工食品であれば、当該原材料を検査することで根拠書類の真正性の確認が可能であるが、加工食品の状態で輸入される製品の場合、根拠書類の真正性を十分確認することができず、結果として表示の信頼性を損うおそれがある。
- ・ また、多くの原材料を輸入に頼るなか、国際的なトレーサビリティ制度もなく、国内事業者が書類等の真正性の確認ができないため、国際的な取引に影響を及ぼすおそれがある。

＜参考＞科学的検証について

科学的検証に用いられる検査方法は、消費者庁次長通知「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号)に定めており、ダイズ及びトウモロコシの検査法は、義務表示の対象となっている加工食品の検査と、原料穀粒における検査の大きく2種類に分けられる。

加工食品

(検査対象)

豆腐、納豆、コーンスナック菓子等義務表示対象品目

- ・検査対象食品に、遺伝子組換え大豆や遺伝子組換えとうもろこしが含まれるか否かの定性検査。
- ・加工食品から混入率は算出できない。

原料穀粒

(検査対象)

原料大豆、原料とうもろこし

- ・遺伝子組換え農産物の混入率が5%を超えるか否かの確認。
- ・トウモロコシは、スタック品種の影響を鑑み、スクリーニング検査と粒単位検査の2段階で確認する。

※ スクリーニング検査の手順については、
第1回遺伝子組換え表示制度に関する検討会資料2 p.21参照

論点2

表示義務対象原材料の範囲の検討

現行の制度について

- ◆ 食品衛生法に基づく安全性審査を経た8品目の対象農産物及びこれを原材料とする33加工食品群の主な原材料が表示義務対象。
- ◆ 「主な原材料」は、「原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5パーセント以上であるもの」と整理されている。
- ◆ このように整理された理由は以下のとおり。
 - ・ 原材料表示の範囲を主な原材料とする国際的な取扱いを踏襲
 - ・ 事業者の実行可能性を考慮し、原材料に関する国内の表示規制を参考

【遺伝子組換え食品の表示のあり方(食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会報告)
(平成11年8月10日)参照】

<参考>ヒアリングで得られた意見の概要

表示義務対象原材料の範囲を拡大すべき	<ul style="list-style-type: none">・消費者の遺伝子組換えかどうかを知りたいという要望に応えられるか、前向きに検討してほしい。・消費者の知る権利に応えるため、遺伝子組換え原材料を使っていたら「遺伝子組換え」と表示すべき。
現行制度を維持すべき	<ul style="list-style-type: none">・昨今、個食化が進み容器包装が小さくなってきていること、義務表示事項以外にも容器包装に記載すべき事柄があることなど表示スペースの問題を考えると、現状のままでよいのではないか。・インストアで加工された食品に使用するプライスラベルには文字数制限があり、これ以上表示を増やす場合は、値付け機の更新が必要。
その他	<ul style="list-style-type: none">・事業者の実行可能性、社会的ニーズ、表示スペース(優先度の問題)、見やすさの観点等、表示全体のバランスを考えることが必要。

今後の遺伝子組換え表示の表示義務対象原材料の範囲の考え方

表示義務対象原材料の範囲を拡大した場合、消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資する情報提供の範囲が広がるが、以下のような問題点について、どう考えるか。

- ・ 遺伝子組換え表示制度導入時(平成11年)よりも、義務表示事項は増加している(平成29年9月1日から、新たな加工食品の原料原産地表示制度がスタート)。
- ・ 個食化が進み、容器包装が小さくなっている傾向がある。